

韓国文集叢刊解題（十五）

疋田，啓佑
福岡女子大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/19609>

出版情報：中国哲学論集. 36, pp.94-103, 2010-12-25. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

韓国文集叢刊解題（十五）

疋 田 啓 佑

第二十三輯

(117) 『思齋集』 金正国 撰

本集は、思齋金正国の詩文集で、四卷二冊、全176丁。

底本はソウル大学、奎章閣蔵本。

本集は著者の孫の金堯立が、祖父の金思齋公の遺文が虫蠹により破傷し、泯没して伝わらなくなるのを惜しんで、関西県の役人となった時に蒐集し、觀察使の尹斗寿（梧陰）相公の援助のもとに、万曆十九年（宣祖の二十四年・一五九一）に刊行したのが初刊で、これを後学の永柔県令の尹孝先が字の誤りを訂正、遺失していたものを補って万曆三十一年（一六〇三）に刊行したのが後刷本である。

なお尹斗寿（一五三三—一六〇二）は後に領議政になった人。金堯立は永柔県令であったことから、後任の永柔県令になった尹孝先は、先に県令であった金堯立との関係で、『思齋集』の刊行を行なった。

内容は、卷一、詩（220首）。卷二、詩（215首）。

卷三、跋（2首）、序（4）、記（5）、書（3）疏（2）、「恢聖度務大明疏」と「推誠任下親接群臣疏」。祭文（4）、弁（3）、説（1）、約（1）、贈言（1）、策題（4）、策（1）、論（1）、碑誌（5）、替（1）、箴（2）、銘（1）、

状（一）、書（一）。

巻四、摭言。己卯党籍。墓誌（金安国）。

跋、万曆十九年辛卯、金堯立。識、万曆三十一年、尹孝先。

金正国（一四八五・成宗十六年——一五四一・中宗三十六年）

姓は金、名は正国、字は国弼。義城の人。号は思齋。兄に安国（号は慕齋）があり、その人と書については解題（十二）の108に既出。

十一代の祖、金龍弼は高麗朝に仕えて位は司空となった。高祖金好知は奉正大夫・感興少尹。曾祖金統は奉直郎・礼曹正郎。祖父の金益齡は通政大夫・成川都護府使。父の金璉は奉訓郎・礼賓寺參奉。母は通判大夫許芝の女で、成化乙巳（西紀一四八五）、成宗の十六年閏四月二十八日に正国を生んだ。

十歳の時、父が死去し、十二歳に母が死去。父が臨終の際、友人の礼賓寺正の趙亨に託したので、趙先生が厚く養育した。母が亡くなった時には兄の安国とともに、墓の側に廬を作つて弔い、その間、礼書や経史の書を読み、すべてに通曉した。

服喪が終つて十五歳の時から科挙の学問に励み、正徳丁卯（一五〇七）、二十三歳の時に生員の試に第四名に中り、進士の試には第三十番で合格、己巳の年（一五〇九）には甲科第一位に擢んでられた。時に二十五歳。承文院校検を拝して官途に着く。ついで弘文館に入つて修撰・知製教兼経筵檢討官となった。冬には司諫院正言に選ばれて入り、翌年には推されて吏曹佐郎、ついで弘文館副校理をも兼ね、経筵侍読官、春秋館記注官などを拝し、順調に累進した。

このような中で同僚とともに昭陵復位の問題について極論した。癸酉の年に司諫院献納に遷り、たまたま事件に關与することから、自分の移つた司憲府を取り調べることを命ぜられたので、そこで王に対して「聖度を恢復ひろげて大いに明らかにせんことを務めて、細務に察たること勿らんことを請ふの疏」（本書卷三所収）を奉り、そこで次のように述べている。

夫れ所謂明なる者は苛を煩はし伺察するに非ず。身親ら之を務むるを庶ふの謂なり。と述べて、疑心が幾微の間に動いて猜阻の心が千里の外にまで行なわれるようになる、

上為る者は察察焉（こまかいことまで）として惟だ其の下に欺かれんことを恐れ、下為る者は惴惴焉（びくびく）として惟だ其の上に疑はれんことを惧るのみ。則ち人は危疑の心を懐けば、其の手足を措く所無し。

このようになる、と邪佞の臣が隙につけ込んで、王の意に阿つて讒言することになる。近年、問題になっている事も、国王自らが帳簿上の細かい事を調べて罪するようなことをすると、百官は上の言う通りの事を為すのみで、自らの職分に力を尽さなくなる。此の度の司憲府の事もそれに当てはまることで、憲府は一国の風憲（教化や法律に関する）の事を扱うのであつて、国の大体に関しないような細務については簡省に従つて、それらは有司（役人）に委ねるべきことを説いた。

これを当時の論者たちは正しい意見だとなした。また他の事件に関与することで地位を落とされたが、じきに回復してもとの吏曹正郎となり、次いで承文院校理となつた。また雷電が京師に落ちるといふ天災が起きたことにつき、王から直言を求められたので、「誠を推して下を任じ、親ら群臣に接するの疏」（本書卷三所収）を上奏し、次のように述べている。

臣竊かに惟ふ、君は猶ほ天のごときなり。臣は猶ほ地のごときなり。天道は下降し、地道は上行す。上下相交はりて後、陰陽和暢し、万物の生遂げて歳功成る。

このようであるから国王は誠を推して以て下に任せたらば、臣は誠を竭くして上に事え、上の人も下の人もたがいに誠を尽くせば、そこに疑い阻まれるようなことは無くなり、世の中はうまく治まることを述べて、王が即位して以来、十年ほどになり、その間、孜孜として治めているが、その治効がまだ現われていないのは、臣下が国王の意を論つていないので、王自ら群臣に接見されることで、上下が和暢すると述べている。

このように国王からの信頼が厚くなつた。丙子の年（二五一六）、推薦されて議政府檢評を拝し、翌年には舍人に陞つた。時に三十三歳。その後、すぐまた司諫院司諫に陞り、次いで軍器寺副正に移り、成均館司成に遷る。翌年、

弘文館典翰・知製教兼経筵侍講官、春秋館編修官・承文院參校を拝す。未だ幾ばくもならずして特に命ぜられて直提学に陞り、僅か十余日にして超えて通政大夫・承政院同副承旨から四たび転じて左承旨となる。また問題が起きたことから僉知中樞府事となり、冬には黄海道觀察使兼兵馬水軍節度使を拝した。幾ばくもならないうちの宿直の夜、国王が時ならずしてお出ましになり、參贊官の金淨と柳仁淑らも入侍していたので、彼らと『論語』について議論し、また当世の人の用い方にも論及した。その時、柳仁淑は「人を用いるには、その人の器量に適していなければならぬ。そこではじめて自ら職分に称う努力することができる。そして目下左承旨の鄭忠樑が病気のため辞職したが、金正国こそがこの任に適している」と言い、金淨も「これは何も柳仁淑だけが言っているのではなく、朝廷の人々の皆の考えである。金正国を長く留めておくことはできないけれど、この国にとつての重要なポストで、正国を遠方に赴任させるべきではない」と言う。それに対し国王は、「君達の意見は正しい。従つて正国を朝廷から離れた処へ赴任させてはいけないことは分つているが、目下、黄海道は連年凶作が続き、民は飢饉に苦しんでいる。金正国こそ私の意を体して民を撫養することに心を尽くしてくれる者である。だから特に彼を派遣したい」と述べられたので、黄海道へ赴任した。

任地で正国は、困苦している民に恵みを与え、政治上の問題についての訴えをよく聞き、日夜怠ることなく尽力した。特に善を教え、悪を禁じる面については、民が従うようにし、犯し易い悪い点を取り除くような項目を十二条に編集して『警民編』と名づけて刊行し、村里に配布した。また『学令』二十四条を作り、学ぶ者に対し勉め励むよう督励したため、一道の人々は皆心服し、教化され、そのことは後々までその治績は称賛された。

己卯（一五一九）年の士林の禪庄事件が起るや、正国は、自らその士林派に属していることから、驚き懼れながらも、早速上疏文を書いて罪に陥れられた人々を救おうとしたが、すでにその趨勢が已に決定的でどうしようもないことが分り、そこで上奏をやめてしまった。その時、救おうと上疏した者は皆何度も斥けられたので、正国が上疏を出したとしても台諫から反駁され、退けられたであらう。

このような状況を知り、正国は辞職して高陽郡の西にある芒洞里に引退し、そこに茅を編んで小亭を構えて、戊戌

(二五三八)の春、再び登用されるまでの足かけ二十年の間、ここに住むことになる。

正国はこの小亭に、「恩休」と扁額を掲げ、恩休亭と名づけた。この名は中国宋代の詩人黄山谷の四休亭の詩序に因んでつけたものであり、また自ら八餘居士と号した。この号の由来については、「八餘居士自序」(本書、卷三所収)に述べている。公は田舎に引込んで、八つの余裕をもって悠々自適の生活を送るのであるが、公に従学を希望する者が多く、ために茅堂を作つて教えることになる。この堂に六務堂と名づけて、扁額を掲げた。それは儒学を学ぶ者の六つの務めとして(1)立志、(2)読書、(3)学問、(4)操心、(5)処己、(6)談論を掲げる。つまり志を立てて、篤実遠大に務める。それは浮浅を戒めるためである。次は書を読む、そして勤力積苦に務める。それは懈怠を戒めるためという具合に、以下放過、偏僻、縦肆、庸雜を戒める(「六務堂記」本書卷三所収)のは、学生ばかりでなく、自らにも課しているもので、公はこれを学生と共に切磋琢磨していた。このような生活の中で、『性理大全』を抄出し、格言の中で最も切実なものを抄出したのが『節要』四巻となり、また学生の勉学の参考のために『歴代授受承統の図』などを著し、また村民の医療のための『村家救急方』まで著して刊行している。

中宗の三十二年(嘉靖十六年・一五三七)の冬、国の政治も変化しはじめ、大学生達が、己卯士禍によって罪された人々が冤罪であることを訴える上疏がなされ、それが受け入れられることになった。翌年(一五三八)戊戌の春、正国は官に復帰し、龍驤大護軍、知製教兼五衛将を拝した。時に五十四歳であった。四月には全羅道觀察使兼兵馬水軍節度使を拝したが、己卯の士禍が起こって以来、士林派によって行なわれていた改革から逆行し、旧来の官吏の擗取刺奪が厳しく行なわれていて、民はその苦しみに堪えられないほどであったので、正国公は赴任するや、民の為に利を興し、病気を除くよう措置し、民に対し公平を期した。そして王に民の下にある弊害を数十条挙げて取り除くことを上書した。それらは王命により議政府に下されて商議され、多くの事が施行され、為に民は恩恵を受けることができ、公は称賛されたが、これらの激務のため勞悴して遂に病気になつてしまった。

翌年の夏には兵曹参議、ついで工曹参議を拝し、七月には特に命ぜられて嘉善大夫が加階され、また慶尚道觀察使兼兵馬水軍節度使を拝して地方の政治へと向う。民が誉め喜んだことは全羅道での場合と同じであった。病身であつ

たが寵恩に感激して死を以て報いたいと考え、病気にも拘わらず奮励した。

慶尚道は土地は広い上、機務は他の諸道よりも倍するほど多かつたが、そこを跋渉し巡察したため休む暇なく、病勢はいよいよ増し、遂に臥して起き上れなくなつたので、庚子（一五四〇）の春、辞職を上書したが、認められず、礼曹参判となつて中央へ復帰し、夏には兵曹へ移り、それも束の間、特に命ぜられて刑曹参判へと移つた。その際、「金正国は、其の賢なること当に陞り擢んでらるべし。ただ近日、刑政の多く弛めるを念ひ、整理されんことを欲す。故にしばらく刑曹に遷るのみ」と言われ、刑政が緩んでいるのを改善させるための一時的措置であつた。

六月に世子のために左副賓客を兼ねたが、その時、兄の金安国が先に左賓客となつていて、兄弟で東宮（皇太子）を輔導するという重任を負つたため、心の安まる日はなく、公は何とかして辞退しようと病気を理由に申し出たので、七月には同知中樞府事という閑職に就いて八・九月と体の保養に努めているものの、鴨綠江上流の国境地帯は女真族の侵入にまかせて何ら対策を講じることが無いのを憂えて、朝廷でその事を万世の患いと為るであろうと厳しく論じ、今後の措置にまで及んだ。それを国王も傾聴し、以後、郡の議が起つた。

辛丑（一五四一）四月、同知敦寧府事に移つたが、病勢は進み、悴れはて職務を遂行するのに支障が出るほどになつたのを、兄の安国は休むように戒めたが、それに従うこともせず、五月十六日、成均館での仕事を途中で中止して家に帰るほどになり、二十日には遂に起つことができず、ついに亡くなつた。享年五十七歳であつた。八月十九日に長湍府の柏木谷、坐辛向、乙原の趙有亭先生の塋下に葬られた。

国王は公の訃報に接するや、深く驚き悼み、承政院に命じて速やかに賻議（死者を弔つて香奠として金品を贈る）を賜わり、「天眷此に至る。死するも栄なり」とのお言葉を賜わつた。公の死を聞いた人は、直接知つている人も、そうでない人も皆痛惜し、閭巷の小民に至るまで尽く悲しみ悼んだという。

公は初め趙仲文の女と結婚したが、子が無く先に亡くなり、後に李承祖の女と結婚、三男を生んだ。長男は嗣趙と言ひ、次男は繼趙と言ふ。

*この金正国の伝記は、兄の金正国の墓誌（本書巻四所収）をもとにしたもので、他に「撫言」（同前）にも参考

すべき記録がかなりある。

(118) 『冲庵先生集』金 浄 撰

本集は、冲庵金浄の詩文集で七卷七冊、全382丁。

底本は、原集五卷はソウル大学、奎章閣蔵本。年譜二卷は韓国精神文化研究院、藏書閣蔵本。

本集は、著者の堂姪の金天宇が家蔵の草稿をもとに、遺文詩文を蒐集したものを申光漢（字時敏）が、著者金浄の死後二十八、九年後に編次したと序文にあることから一五四九年頃に定稿本ができたことが分る。それを、嘉靖壬子（明宗の七年・一五五二）に許伯琦（浩齋）が自身入手した草稿とで校定して刊行した。この時は原集と外集の別があつたようであるが、後のものは、内容の順序を考えて混合させたと曾孫の金声発の識語にある。

この初刊本は、壬辰の倭乱（日本で言う文禄の役・一五九二）の難に際し、板本が兵火に失われることを考えて、儒生らによつて俗離山に移して蔵され、保つことを得たのは幸であつたが、ただ板本に遺失や字の剥落が有り、それを庚子（一六〇〇）の年に補缺改刻して修究することができたが、そのまゝでは泯滅する恐れがあるので、壬申の年（一六三二）に錦山の郡守となつた曾孫の金声発（字は景時）が崇禎九年（仁祖の十四年・一六三六）に錦山で木板で刊行したのが重刊本である。

冲庵先生年譜は、家蔵の旧本を九世の嗣孫の寝郎君金聖泰が編次出版することで、金浄の伝を長く伝えようとして、識語を書いた海州の呉熙常が校定の労をとつたが、その際、同じ己卯党派であつた金文敬公（名、安国）が、年譜を作ろうと手定していたものが未整理で残つていた。それでもつて訂正し、闕誤を補い、それに諸家の論述をも附して上下に二編として一八三二年の序を付して刊行した。

内容は、原集五卷、序 申光漢（嘉靖壬子・明宗の七年・一五五二）

卷一、詩（156首）。卷二、詩（169）。卷三、詩（168）。

卷四、文（38篇）この中に遺書である「臨絶辞」がある。

卷五、文（6篇）。この中に「請復故妃慎氏疏」「獄中疏」などがある。

跋、許伯琦（嘉靖壬子・一五五二）

識、金声発（崇禎九年丙子・一六三六）

年譜上下二卷。序、吳熙常（一八三二）

上卷、年譜。下巻、目錄。

年譜付録。賜祭文（6）、本伝、神道碑銘（李廷龜）、祭文、祝文等。

年譜跋 宋啓幹（一八三五）

金淨（一四八六・成宗十七年——一五二一・中宗十六年）

姓は金、字は元冲、号は冲庵。慶州の人。

六世の祖、金將有は版図判書。五世の祖、金仲南は監察糾正。高祖、金乙湜は判軍器寺事。曾祖、金澹は平沢県監。祖父、金処庸。父の金孝貞は戸曹正郎。母は判官許允恭の女。

金淨は、生れた時から他の子と違つて異質があり、その聡明さは抜群で、数歳にして書物を読み、習字も学び、齒が抜けかわらない小兒でありながら「大学」を暗誦をし、学問に励み、世の中に対して慷慨するという大志を抱いていた。『年譜』には、六歳の時に牡丹の盛りを見て漢詩を作るのを試めされたのに対し、早速「洛陽に甲第多く、姚魏、芳菲を聞はず。色は楊妃の貌を借り、香は韓寿の衣を分つ」云云という詩を吟じたとある。また九歳の時には「四書一經に通じ、文に於ても覽ざる所なし」とあり、一度読めばそれらを暗誦し、一字も誤ることはなかつたともある。

十五歳の時、父が亡くなり、礼制に従つて三年の喪に服し、家は貧しくなつたが母への孝養を尽した。十八歳で、宋汝翼の女と結婚。翌年（燕山君の十年・一五〇四）の生員の試に二等第七名で合格した。その後、清涼寺に住み、学問に励み、その際、心が道芸や文学の藪に向うのを戒しめるため言・行・志・勇・慮・逸楽・憂懼・欲・容儀・忿悵・好悪について十一の箴を著して自ら警めた。（「十一箴」は本書の巻五に所収）

中宗の二年（一五〇七）、二十二歳で科擧の文科第一名（状元）に拔擢され、すぐさま成均館典籍を授けられて官界入りをした。その後すぐに司諫院正言に除せられ、弘文館に入り修撰となり、また湖堂に賜暇を与えられた後、兵曹佐郎、同正郎、それから副校理へと移り、めまぐるしく移動しながら昇進した。

中宗の五年、二十五歳の時、経筵で進講し、母を養うため帰養を乞う上疏をし、そのため忠清都事に除せられて地方へ下った。任期が終つて再び校理となつて中央へ戻り、吏曹正郎、ついで奉常寺僉正となるが、再び地方に出ることを乞うて淳昌郡守となる。

中宗の十年（一五一五）、潭陽府使の朴祥と上疏して廢妃愼氏の復位を請う（「請復故妃愼氏疏」、本書卷五所収）。

この上疏の中で、大司諫の李存を指弾し、また大司憲の権敏もその協力者として弾劾した。しかし反対に勲旧派からこの上疏は不正なものと思なされ、左議政の鄭光弼らの救解によつて金淨は報恩舎琳駟に、朴祥は南平の鳥林駟へ徒配という流刑に処せられた。

翌年、許されて司芸を拝し、十二年には副忠教に、ついで忠教に陞り、また典翰にもなつたが赴任せず清州の南にある滄丘に卜居していた。七月には特に命ぜられて通政丈夫、副提学に拔擢された。公は自分で年が若い上、学問も浅く、時の政治に合わないと考えていたので、この特命には震悚した。その頃公は趙光祖先生と道義の交りを結んで切磋し、趙先生に協力して政治に尽力する決意をしていたので中央での任を受け、承政院副承旨、そして秩も加増され嘉善大夫吏曹参判となり、十三年の春には司憲府大司憲を授けられた。時に三十三歳。

当時、中宗は趙光祖を重用し、光祖も人材登用のため賢良科を設けることを請うている。公は老母が衰え病んでいるので遠く離れているのに忍びず、解職を乞う上疏をするが許されず、それどころか逆に資憲大夫刑曹判書兼芸文提学に昇進している。このようにして己卯の年（中宗の十四年）も終ろうとする十一月十五日、南袞・沈貞・洪景舟等の密告によつて改革派の趙光祖をはじめとする副提学金統・大司成金湜・忠教奇遵等が獄に下され、公も金安国・正国兄弟も連坐した。この場に於て領議政の鄭光弼が、王の裾を牽いて泣諫したため、王の意志も稍々解け、死刑は免れて流刑に処せられることになったが、（後に大半は死を賜わることになる。）この場合は罪一等級減じて収まった。

公は死刑を免れて錦山に配流されることが決まったことを聞いた大学生の李若水や大司憲の柳雲らが伸救せんと先を争つて宮門へ至り、彼らの無罪を明らかにして伸救しようと上疏した。宮門で拒まれた大学生らは嘖りを發して宮廷へ乱入し、号泣して無罪を叫んだ声は内裏に満ちたのを王は聞いて、下獄を命じ、それを聞いた生員らがまた伸救せんと上疏する有様で、その数はおびただしい数に上つた。

公は錦山に流謫される途中、郡守の鄭熊に請うて病母を見舞に行く。その帰り、禁府の都事黃世猷が配所が珍島に変更になつたので珍島へ向わせるが、その道すがら、以前赴任したことのあつた淳昌県を通ると、その民の老弱男女が争つて酒饌を持つて来て道を拒ぎ、「この人は我々の旧使の君である」と言つて涕泣した。

珍島に於ての流刑生活は「海島録」（本書卷三所収）に詩が録されている。ここで犯した罪についての取り調べがあり、それに対して公は、衣を裂きてそれに心情を陳べて上疏した。そして特に死を減ぜられて済州に移され、辛己（中宗の十六年・一五二二）の冬、亡命の件が追論され、冤罪であるのに何とも出来ず、遂に自尽を賜わるることになつた。公はその命を聞いても顔色を変えることなく自若たりであつた。そして酒を求め快飲し、牧使の手を執つて時政について歴問し、遺書を兄弟に書いた。そこに老母を善養するよう頼んでいる。最後に「絶命の辞」（本書卷四所収）を吟じて自分の志を表わした。その辞は、

絶国（故郷を離れた国）に投じて孤魂となる。慈母を遺して天倫を隔つ。斯くのごとき世に遭ひて余が身を隕すも、雲氣に乗じて帝園を歴し、屈原に従ひて高く逍遙せん。長き夜は冥くも、何れの時か朝にならん。丹衷を烟らかにして草萊に埋めん。堂堂たる壮志、中道に摧かる。嗚呼、千秋万歳。我が哀しみに応ずべし。

というもので、その後、従容として死に就いた。時に年三十六。翌年の冬、返されて青州朱崖県の塔山里に葬られた。そこは曾て公が遊賞し、卜築した処である。

仁宗の末に官爵が復され、宣宗朝は文簡という諡号を賜つた。公には子がなかつたので兄の金光の子の哲葆が後を継ぎ、その子つまり公の孫の声発は文科に登第した。彼は公の遺稿を集めて出版するのに努力し、堂姪の金天宇が遺稿を編次して『冲庵先生集』として刊行、世に行なわれた。